

答 申 第 6 7 号
(諮 問 第 6 7 号)

平成 3 1 年 1 月 1 8 日

鎌倉市長 松 尾 崇 様

鎌倉市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 安 富 潔

平成 30 年 6 月 12 日付け鎌総第 815 号で諮問のあった下記の事案について、別紙のとおり答申します。

記

行政文書一部公開決定処分に対する審査請求について

1 審査会の結論

平成 30 年 1 月 30 日付けで審査請求人が行政文書公開請求した「1、平成 19 年度深沢地区事業促進調査業務（その 1）委託契約、又は村岡・深沢地区全体整備構想検討調査業務委託契約に関する藤沢市と鎌倉市との覚書、協定書類 2、平成 29 年度村岡・深沢地区まちづくり実現化方策検討調査業務委託契約に関する藤沢市と鎌倉市との覚書、協定書類」に対して実施機関鎌倉市長が平成 30 年 2 月 13 日付けで行った行政文書一部公開決定処分は、妥当である。

2 審査請求の主張の要旨

(1) 本件審査請求の経緯

本件審査請求は、次のような経緯で行われた。

ア 行政文書公開請求書の提出

審査請求人は、平成 30 年 1 月 30 日付けで鎌倉市情報公開条例（平成 13 年 9 月 28 日条例第 4 号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関鎌倉市長（以下「実施機関」という。）に対し、「1、平成 19 年度深沢地区事業促進調査業務（その 1）委託契約、又は村岡・深沢地区全体整備構想検討調査業務委託契約に関する藤沢市と鎌倉市との覚書、協定書類 2、平成 29 年度村岡・深沢地区まちづくり実現化方策検討調査業務委託契約に関する藤沢市と鎌倉市との覚書、協定書類」に係る行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

イ 本件処分について

実施機関は、平成 30 年 2 月 13 日付け鎌倉市指令深地第 58 号で行政文書一部公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

ウ 審査請求書の提出

審査請求人は、本件処分に対し、平成 30 年 2 月 16 日付けで審査請求を行った。

(2) 審査請求の趣旨

審査請求に係る処分を取り消すとの裁決を求める。

(3) 審査請求の理由要旨

審査請求人が平成 30 年 2 月 16 日に提出した審査請求書、同年

4月4日に提出した反論書及び同年5月14日に提出した再反論書における主張を総合すると、審査請求の理由は、大要次のとおりである。

なお、審査請求人は審査会における口頭意見陳述を申し出なかったもので、審査請求人の口頭意見陳述は実施していない。

ア 平成19年2月から神奈川県、藤沢市、鎌倉市及び独立行政法人都市再生機構（以下、「都市再生機構」という。）の4者で協議を実施しており、また藤沢市は平成19年6月に村岡・深沢地区全体整備構想検討調査業務委託契約を契約している。鎌倉市は村岡・深沢地区全体整備構想検討調査業務委託契約という件名の契約は存在しないと主張しているが、存在するはずである。

イ 藤沢市と鎌倉市との覚書は平成29年11月29日付け鎌倉市指令深地第37号で既に公開しているとあるが、この時には平成29年5月25日付けの覚書が公開された。その後平成30年2月13日付け鎌倉市指令深地第58号で平成29年12月20日付けの協定書が公開されたが、記載内容が全く異なっているので既に公開しているとの主張の撤回を求める。

3 実施機関の行政文書一部公開決定理由説明要旨

平成30年3月16日付けで提出された弁明書、同年5月7日付けで提出された再弁明書及び同年10月22日実施の実施機関の口頭による決定理由説明を総合すると、実施機関が行政文書一部公開決定処分とした根拠は、大要次のとおりである。

(1) 平成19年度深沢地区事業促進調査業務（その1）委託契約に関して、藤沢市と鎌倉市はそれぞれ契約を締結したため、覚書及び協定書は締結しておらず、物理的に存在しない。

また、藤沢市では村岡・深沢地区全体整備構想検討調査業務委託契約を締結しているが、鎌倉市では契約を締結した事実はないので覚書及び協定書は物理的に存在しない。

(2) 平成29年度村岡・深沢地区まちづくり実現化方策検討調査業務委託契約に関する藤沢市との覚書と費用負担に関する協定書の相違は、覚書締結時点である平成29年5月25日時点では業務の入札前で調査に要する費用が確定していなかったことから覚書第4条により上限額を定め、費用確定後に協定書を締結することとし

て覚書を結んだことから生じたものである。

また、協定書は調査に要する費用の確定後、覚書第4条第3項に基づき調査に要する費用の総額、両市の負担額、鎌倉市単独の負担額を明記した上で締結したものである。上記のとおり、覚書記載の手順を踏み、協定書の締結を行っていることから、覚書と協定書の内容が全く異なっているという審査請求人の主張はあてはまらない。

4 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の審査請求書、反論書及び再反論書並びに実施機関からの弁明書、再弁明書及び決定理由説明聴取の結果に基づき、次のように判断した。

- (1) 本件対象文書は、平成19年度深沢地区事業促進調査業務（その1）委託業務及び村岡・深沢地区全体整備構想検討調査業務委託に関する藤沢市と鎌倉市との覚書及び協定書類（以下「該当文書1」という。）並びに平成29年度村岡・深沢地区まちづくり実現化方策検討調査業務委託契約に関する藤沢市と鎌倉市との覚書及び協定書類（以下「該当文書2」という。）である。

そこで、本件対象文書について、一部公開決定とした実施機関の処分について検討する。

- (2) 該当文書1について

実施機関は、「平成19年度深沢地区事業促進調査業務（その1）委託契約」を都市再生機構と締結したが、藤沢市と鎌倉市はそれぞれ都市再生機構と契約を締結し、鎌倉市は村岡・深沢地区全体整備構想検討調査業務委託契約を締結した事実がないので、覚書や協定書類などは存在しないと説明する。

藤沢市及び鎌倉市が締結した各契約は、契約の名称は異なるものの、受託事業者及び契約金額が同じであり内容も類似していることから、鎌倉市と藤沢市との間で、実質的に一体である調査業務を委託するにあたって費用を折半する意見交換がなされたことが窺われ、実施機関もかかる経緯のあったことは否定しない。

その上で、実施機関は、協議会等の中で両市による意見交換がなされながらも、覚書や協定書は作成されずに終わった可能性もあると説明する。

(3) 該当文書 2 について

実施機関は、平成 29 年度村岡・深沢地区まちづくり実現化方策検討調査業務委託契約に関する藤沢市との覚書及び費用負担に関する協定書について、覚書の作成時点では調査に要する費用が確定していなかったため、覚書はその上限額を定めたものであるのに対し、協定書は調査に要する費用が確定した後、覚書第 4 条第 3 項に基づき調査に要する費用の総額、両市の負担額、鎌倉市単独の負担額を明記した上で作成したものであり、両文書の間に内容的な齟齬はない旨説明する。

(4) 本件処分については、上記の実施機関の説明に特段の不自然な点や不合理な点は見当たらず、実施機関の主張を覆すに足る事実や根拠は認められない。

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の判断に影響するものではない。

以上により「1 審査会の結論」のとおり判断する。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

(別紙)

処 理 経 過

年 月 日	内 容
3 0 / 1 / 3 0	行政文書公開請求書が提出される
2 / 1 3	行政文書一部公開決定通知書送付
2 / 1 6	審査請求書が提出される（処分庁：深沢地域整備課 審査庁：総務課）
3 / 1 6	処分庁が弁明書を提出
4 / 4	審査請求人が審査庁に反論書を提出
5 / 7	処分庁が再弁明書を提出
5 / 1 4	審査請求人が審査庁に再反論書を提出
6 / 8	審査会に対し諮問
1 0 / 2 2	第 100 回審査会で審議 （実施機関からの口頭による決定理由説明）
1 2 / 3	第 102 回審査会で審議
3 1 / 1 / 7	第 103 回審査会で審議
1 / 1 8	答申（答申第 6 7 号）